

Only One Tokushima

徳島の提言・要望

～「更なる追加経済対策」を求める
地方からの緊急要望～



(切れ目ない経済雇用対策を)



(低炭素社会に向けた対策を)

平成21年3月

徳 島 県

～「更なる追加経済対策」を求める地方からの緊急要望～

我が国経済は、「百年に一度」の経済危機に直面し、2008年10月－12月期の年率換算による国内総生産は、「下げ幅」として約35年ぶり、戦後2番目となる12.1%の大幅なマイナス成長を記録し、当面悪化が続くと見込まれるなど、未曾有の状況に突入しております。

雇用面においても、「派遣労働者の解雇及び雇止め」に続き、「正規社員の雇用調整」の動きが急速に広がりつつあるなど、かつてない事態を目の当たりにし、国民の不安感と苛立ちはピークに達しつつあります。

本県においては、「経済対策」、「雇用対策」に、「ふるさと回帰対策」を加えた3本柱からなる、本県ならではの「緊急経済雇用対策」をとりまとめ、1月には、実質的な政策審議としては31年ぶりとなる臨時県議会を開き、補正予算を編成いたしました。

また、1月補正予算と21年度当初予算を合わせ、密接不可分の「15か月予算」として編成し、県単・維持公共事業の切れ目ない実施や、昨年度比20%増の予算額の確保をはじめ、労働・経済界を含めた「挙県一致」の体制のもと、出来る限りの対策を講じているところです。

国におかれては、先般、「高速道路通行料金の引き下げ」を含む、「第2次補正予算・関連法案」を可決され、各事業の執行を急がれているところですが、一日も早く危機から脱することを願う、国民の強い期待に応えるためには、短期的・一時的な対策に止まらず、今後とも、粘り強い取組みを十重二十重に重ねることが必要であると考えております。

今こそ、この「未曾有の経済危機」の被害を最小限に止めるため、国・地方が一致協力して、持てる政策と英知を結集し、「雇用対策」、「中小企業対策」、「地方重視の対策」に、より一層、万全を期すことが不可欠であります。

そこで、国におかれましては、21年度予算及び関連法案の早期成立を図るとともに、地方の実情を踏まえた「更なる追加経済対策」を早急に取りまとめ、実施されますよう、次のとおり緊急要望いたします。

平成21年3月13日

徳島県知事 飯泉 嘉門

～「更なる追加経済対策」を求める地方からの緊急要望～

(目 次)

I 切れ目のない連続的な経済雇用対策

	頁
1 中小企業支援のための信用補完制度の一層の充実について	1
2 国と地方との連携による雇用対策の推進について	3
3 農林水産業に係る公共事業の緊急的な促進対策について	5
4 社会基盤を整備する「環境・防災対策臨時交付金」の創設について	6
5 内航フェリー航路の維持について	8
6 地方バス路線の負担軽減対策について	9

II 「新成長シナリオ（低炭素社会等）」の推進に向けた対策

7 環境配慮型産業の育成強化について	11
8 地球温暖化防止と雇用創出に向けた森林整備対策の強化について	13
9 低炭素社会変革交付金の創設について	14

III 追加経済対策における適切な地方財政措置

10 「地方が行う追加経済対策」への財政措置の創設について	16
11 地方債資金確保に向けた対応について	17

I 切れ目のない連続的な経済雇用対策

1 中小企業支援のための信用補完制度の一層の充実について

「百年に一度」の経済危機に際して、我が国の産業活力や雇用の維持・創出に重要な役割を担っている中小企業の金融円滑化を図るため、信用保証協会の経営安定の確保や緊急保証制度による支援強化など「信用補完制度」の一層の充実を図っていただきたい。

(1) 中小企業の金融円滑化を図るため、信用保証協会がより積極的に保証承諾ができるよう、信用保証協会の経営安定の確保につながる次の措置を講じること。

- ① 社団法人全国信用保証協会連合会が信用保証協会に対して行う「損失補償」の補填率（中小企業信用保険による補填を除いた金額の80%）の90%への引き上げ及びこれに対する支援（補助）の実施
- ② 信用保証協会の損失処理に係る基金造成を支援する「資金供給円滑化信用保証協会等補助金」の充実

(2) 中小企業者の資金繰り支援において、20兆円に保証枠が拡大された「緊急保証制度」がより一層活用されるよう、次の措置を講じること。

- ① 緊急保証制度の対象業種について、「法令上の保証対象外業種」や「中小企業性の薄い業種」を除く全業種の指定
- ② 中小企業信用保険制度の保険料率について、緊急保証制度に適用される「普通保険」（保険料率0.41%）及び「無担保保険」（同0.29%）の保険料率の軽減

(参考1) 四国における徳島県の緊急保証の状況（H21.2末現在）

保証承諾実績	徳島県（A）	四国全体（B）	徳島県の構成比（A／B）
件数	3,250	9,653	33.7%
金額（百万円）	47,773	146,067	※ 32.7%

（※H20.11末 56.2%）

(参考2) 徳島県の新規保証承諾額の状況

（単位：百万円）

新規保証承諾額	10月	11月	12月	1月
平成19年度（A）	8,273	7,688	8,016	4,613
平成20年度（B）	3,674	19,415	21,199	7,536
うち緊急保証分		17,492	19,110	6,095
対前年度比（B/A）	44.4%	227.5%	264.5%	163.4%

(注釈)

① 現状と課題

- ・ 本県では、「百年に一度」の経済危機に際して、セーフティネット資金をはじめ、県中小企業向け融資制度による支援を強化するとともに、県信用保証協会等との緊密な連携体制を構築した結果、

県内における緊急保証制度の実績は、2月末現在で、四国全体の約33%に当たる3,250件、約478億円に達しており、県内中小企業の資金繰り円滑化支援に大きな効果を発揮してきたところである。

- ・ 一方、県信用保証協会の代位弁済は、本年1月末現在で約49億円、前年比約33%増と悪化傾向にあり、「100%保証」である緊急保証制度の保証承諾額の急増や厳しい経済情勢によって、今後代位弁済が増加した場合には、県信用保証協会の経営が不安定になり、中小企業への保証姿勢に影響が出かねないと強く懸念している。
- ・ また、緊急保証制度の対象業種については、制度創設後の数次にわたる追加指定により「545業種」から「760業種」に拡大され、県内では中小企業数の約87%がカバーされているところであるが、ソース製造業、配合飼料製造業、蓄電池製造業といった未指定業種に属する中小企業からは、国に対して早期の追加指定を求める切実な要望が寄せられている。

② 「信用補完制度」の一層の充実

- ・ こうした状況を踏まえ、厳しい経済情勢の中で、信用保証協会が今後とも引き続き適正かつ積極的に中小企業への保証承諾ができるよう、信用保証協会が負担する将来の貸倒リスクを軽減することで経営の安定性を確保するとともに、
- ・ 制度創設以後、中小企業の資金繰り支援に大きな役割を果たしている「緊急保証制度」において、緊急措置としての全業種の指定や、同制度に適用される中小企業信用保険の保険料率の軽減について、必要な支援措置を講じていただくよう要望する。

【主管省庁局名】 経済産業省中小企業庁

2 国と地方との連携による雇用対策の推進について

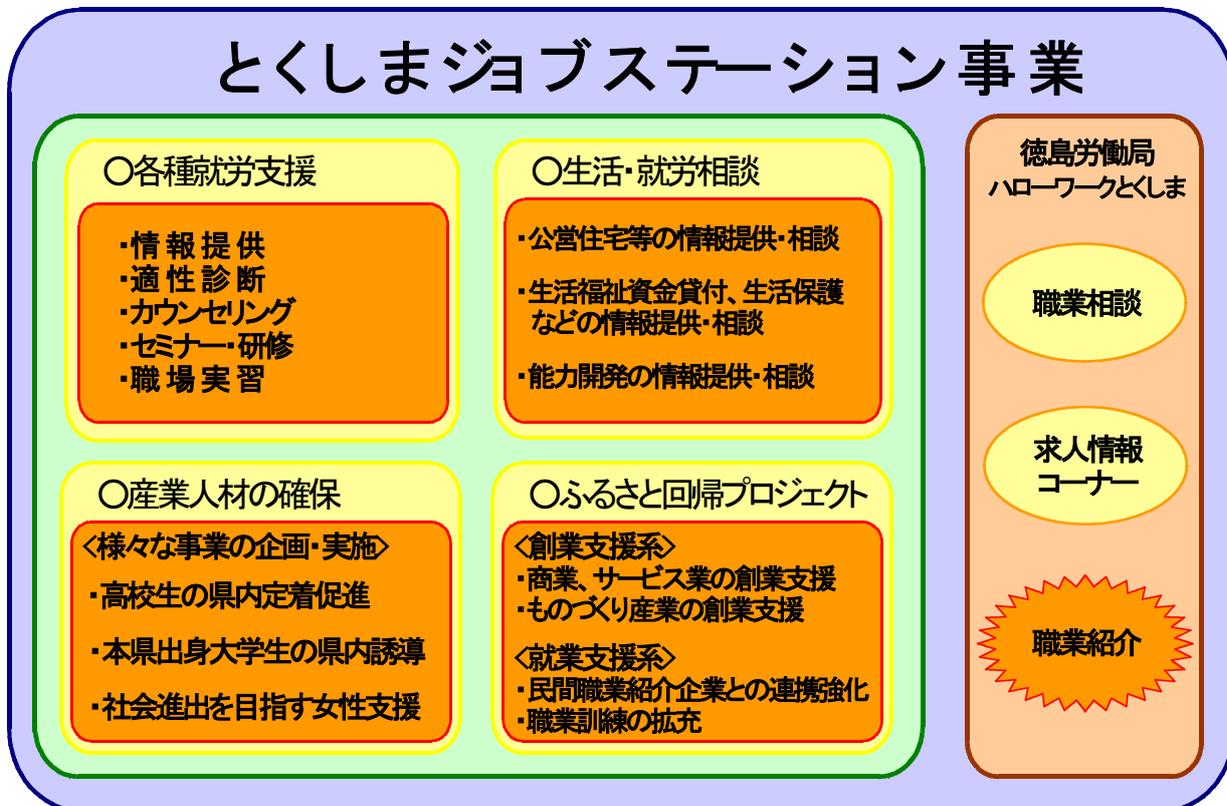
雇用情勢が一層厳しくなっている現状を踏まえ、国との連携により、地域が創意工夫をこらして実施する雇用対策について、必要な措置を講じていただきたい。

- (1) 地域の実情やニーズに合わせた雇用対策の推進を図るため、国との連携により、生活・就労の相談支援から職業紹介、さらには、産業人材やUターン人材の確保など創意工夫をこらした取組みに対し、財政支援を受けられるよう、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金制度」の拡充を図ること。

<本県での取組み>

本県では、挙県一致で取り組む「雇用対策」の中核として、「雇用のトータルサポート」の一層の強化を図るため、「とくしまジョブステーション」を設置して、ハローワーク等国の機関と連携し、生活・就労支援から職業紹介に至るまでの、きめ細やかな雇用関連サービスをワンストップで提供するとともに、県独自の「産業人材確保事業」や「ふるさと回帰プロジェクト」を実施することとしている。

※ とくしまジョブステーション



(注釈)

① 世界的な経済危機の影響により、本県における1月の有効求人倍率は、4年4か月ぶりに0.7倍台を下回り、昨年10月から本年3月までに職を失う非正規労働者が、1月末の560名から、2月末には四国で最も多い996名にまで大幅に増加するなど、県内の雇用情勢は悪化の一途をたどっている。

② このような厳しい雇用失業情勢を踏まえ、本県では、昨年末に「緊急経済雇用対策本部」を設置し、1月16日には、全国に先駆けて

- ・「頑張る事業者支援」と「実需喚起」を進める「経済対策」、
- ・「1,000人以上の雇用創出」と「雇用のトータルサポート」を図る「雇用対策」
- ・県外から本県出身者を呼び戻し、産業創出を目指す「ふるさと回帰対策」

の3本柱からなる本県ならではの「緊急経済雇用対策」を取りまとめ、全力で実行に移しているところである。

③ また、厳しさを増す雇用情勢に機動的に対応するため、1月臨時議会を緊急招集し、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」及び「緊急雇用創出事業」に係る基金の造成を行い、年度内に前倒して実施できるものについては、速やかに予算化し事業着手するなど、両基金事業を最大限活用して「雇用機会の拡大」を図っているところである。

④ 特に、焦眉の課題である「雇用対策」については、当初の目標をさらに上積みして、「1,400人以上の雇用創出」を目指し、経済5団体をはじめ、雇用の受け皿として期待できる「農林水産分野」や「福祉医療分野」など、広く県内各界各層の協力を得ながら、まさに「拳県一致態勢」で、この難局を乗り越えようと懸命に取り組んでいる。

⑤ さらに、県を挙げて取り組む「雇用対策」の中核として、「雇用のトータルサポート」の一層の強化を図るため、ハローワーク等国の機関と連携し、生活・就労支援から職業紹介に至るまでの、きめ細やかな雇用関連サービスをワンストップで提供するとともに、県独自の「産業人材確保事業」や「ふるさと回帰プロジェクト」を実施する「とくしまジョブステーション」の設置を予定しているところである。

【主管省庁局名】 厚生労働省職業安定局

3 農林水産業に係る公共事業の緊急的な促進対策について

本県の主要産業である農林水産業の体質強化に資する公共事業について、国の追加経済対策として、経済・雇用対策に即効性がある公共事業を緊急的に実施できるよう、「国直轄事業」や「国庫補助事業」の地方負担の軽減を図るなどの促進策について、特段のご配慮をいただきたい。

- (1) 昨今の厳しい地方財政や生産者の所得の確保が充分でない中、農林水産業にかかる公共事業について、全額国費で国直轄事業を実施する「新たな直轄事業制度」の創設及び国庫補助事業における農林漁家の負担を含めた地方負担金や県単独事業に充当できる交付金制度の創設を行うこと。

(注釈)

①現状と課題

- ・本県の主要産業である農林水産業は、国土保全、水源かん養、自然環境の保全など多面的機能を有し、県民に多くの恩恵を与えているが、足腰の強い競争力のある農林水産業を展開していくためには、その基盤整備は必要不可欠である。
- ・しかしながら、三位一体改革に伴う大幅な地方交付税の削減により、地方公共団体は厳しい財政状況を余儀なくされており、効果的・重点的な公共事業の実施を行っているものの、総体として事業効果の発現が遅れている状況である。
- ・さらに、昨年来の「百年に一度の経済危機」により、日本の国内総生産は先進国の中でも最も落ち込みが激しく、また、雇用情勢においても日増しに深刻の度合いを深め、本県においても、その影響の広がりが懸念されている。
- ・また、国直轄事業は、事業の便益を受ける地方が応分の負担を行うこととなっているが、地方財政が逼迫する中、国直轄事業の地方負担金の負担が困難になりつつある。
- ・一方、農林漁家においても、農林水産物価格の低迷や安い外国産農林水産物の輸入、燃油や資材の高騰などにより、所得の確保を十分にできない状況であり、公共事業の実施に伴う負担を農林漁家に求めることは極めて厳しくなっている。
- ・このような中、地方が体力を回復するためには、さらなる追加経済対策が必要であり、経済・雇用対策として即効性のある公共事業は、本県のような経済基盤の脆弱な地方においては、より効果的である。
- ・このような状況から、本県の主要産業である農林水産業にかかる公共事業を緊急的に進めるための促進策を講ずることを要望する。

【主管省庁局名】 農林水産省農村振興局、林野庁、水産庁

4 社会基盤を整備する「環境・防災対策臨時交付金」の創設について

「未曾有の経済危機」の被害を拡大させないための追加経済対策として、地方のニーズに沿った事業が「緊急的・機動的」に実施できる、地方負担を伴わない「新たな交付金制度」を創設していただきたい。

- (1) 健全な国土形成と競争力強化のため、地方のニーズに沿った事業が「緊急的・機動的」に実施できる、地方負担を伴わない「新たな交付金制度」を創設すること。

(具体的事業)

○低炭素社会の実現や物流機能の強化に向けた社会資本の整備

- ・ アジア圏域での航路拡大による成長力活用に向けて、物流機能の強化を図るため、「効率的で環境負荷が小さい物流システム」の構築に必要な港湾荷役施設や倉庫等の官民連携による整備
- ・ 省電力、長寿命であるLED照明の試験施工

○安全・安心な社会実現のための災害予防対策

- ・ 多発する局地的豪雨による浸水被害を防ぐための、局所的な河川改良や堆積土砂の撤去
- ・ 老朽化した旧設計基準による砂防堰堤の「施設の耐震化」や「現行基準への適合化」などを目的とした補強対策
- ・ ダム管理施設における設備等の更新や修繕
- ・ 舗装補修や小規模な落石対策などの道路の修繕

(注釈)

①現状と課題

- ・ 先には、国の平成20年度追加経済対策として、地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などをすすめる「地域活性化・生活対策臨時交付金」が創設され、本県においても、この交付金を活用し、小規模な改良事業や生活に密着した土木施設の維持修繕等を実施したところ。
- ・ 河川やダム、砂防などでは、平成16年度まで「河川局部改良事業」、「堰堤修繕事業」や「砂防施設維持修繕事業」等の補助事業により、小規模改良や河川関連の修繕を行っていたが、現在は、県単独事業においての実施となったため、限られた予算のもとでの「限定的」な対応となっている。

- ・ 走行安全性を高める舗装補修や道路落石対策など、生活に密着した修繕事業に対する県民ニーズが高い。
- ・ 環境・エネルギー関連分野として「グリーンニューディール政策」を進めていく必要があることから、平成21年度の追加経済雇用対策として、「低炭素社会の実現や物流機能強化に向けた社会資本の整備」、「安全・安心な社会実現のための災害予防対策」についても実施可能な、地方負担を伴わない「新たな交付金制度」の創設を要望する。

(2) 特に経済雇用状況の悪化が著しい地方にとって、必要な施策を確実に実行できるよう対象事業を設定するとともに、財政力に応じた配分を行うこと。

(注釈)

①現状と課題

- ・ 先の経済対策での「地域活性化・生活対策臨時交付金」と同様な、財政力に応じた交付金の配分など、特に経済雇用状況が悪い地方への重点配分が必要である。

【主管省庁局名】 国土交通省大臣官房

5 内航フェリー航路の維持について

高速道路料金の土日祝日の大幅な割引に相当する支援措置を内航フェリー一業にも取り入れ、多様な交通手段となる内航フェリーの航路維持を図ることを目的とする制度や施策を創設していただきたい。

(1) 政府の総合経済対策の中で高速道路料金の大幅な割引制度が導入されると、高速道路に利用が集中化し、内航フェリー業にとっては、多大な影響を受けることになる。

一方、本県と他地域を結ぶ多様な交通手段の維持は、県民の安全安心という危機管理面から極めて重要である。

については、内航フェリー業についても、航路維持に必要な制度や施策を創設すること。

○具体的支援策

- ・ターミナル機能の強化支援
- ・係船料・港湾施設の占・使用料の減免措置支援
- ・船舶の新造船や改装支援
- ・その他航路維持ができる支援

(注釈)

①現状と課題

- ・本県では徳島小松島港と和歌山港間を結ぶ定期航路等が存在するが、高速道路の大幅な料金割引により、内航フェリー航路会社が多大な影響を受け、航路自体の存続が困難な状況になることが懸念される。
- ・内航フェリー業は、南海地震等の大規模な災害発生時に陸上交通が途絶した際にも、緊急物資や避難者等の輸送などにおいて、迅速で安定した代替機能を果たすものであり、航路維持は極めて重要である。
- ・南海フェリー(株)が運航する当該航路は、危機管理の観点からも本県と本州を結ぶ重要なルート。
- ・徳島小松島港と和歌山港間を高速道路と同様に国の重要航路に位置づけ、「航路維持のための支援措置」を重点的に行う必要がある。

【主管省庁局名】 国土交通省海事局、港湾局

6 地方バス路線の負担軽減対策について

地方バスについても、昨今の経済不況の影響により、交流人口が減り、さらなる負担の増加が見込まれることから、地方バス路線の維持・存続を図り、地域経済の活性化に寄与するよう、地方バス路線の負担軽減対策に早期に取り組んでいただきたい。

- (1) 地方バス路線の負担軽減対策として、「地方バス路線維持対策事業」要綱の「経常収益が経常費用の11/20以上」の下方修正を行い、乗合バス事業者及び地方自治体の負担を軽減すること。
- (2) 乗合バス事業を営む事業者に対して、積極的に省エネルギー対策に取り組めるよう、ハイブリッド型車両等を購入する場合、バス運行対策費補助金と同程度の事業者負担となるよう検討すること。

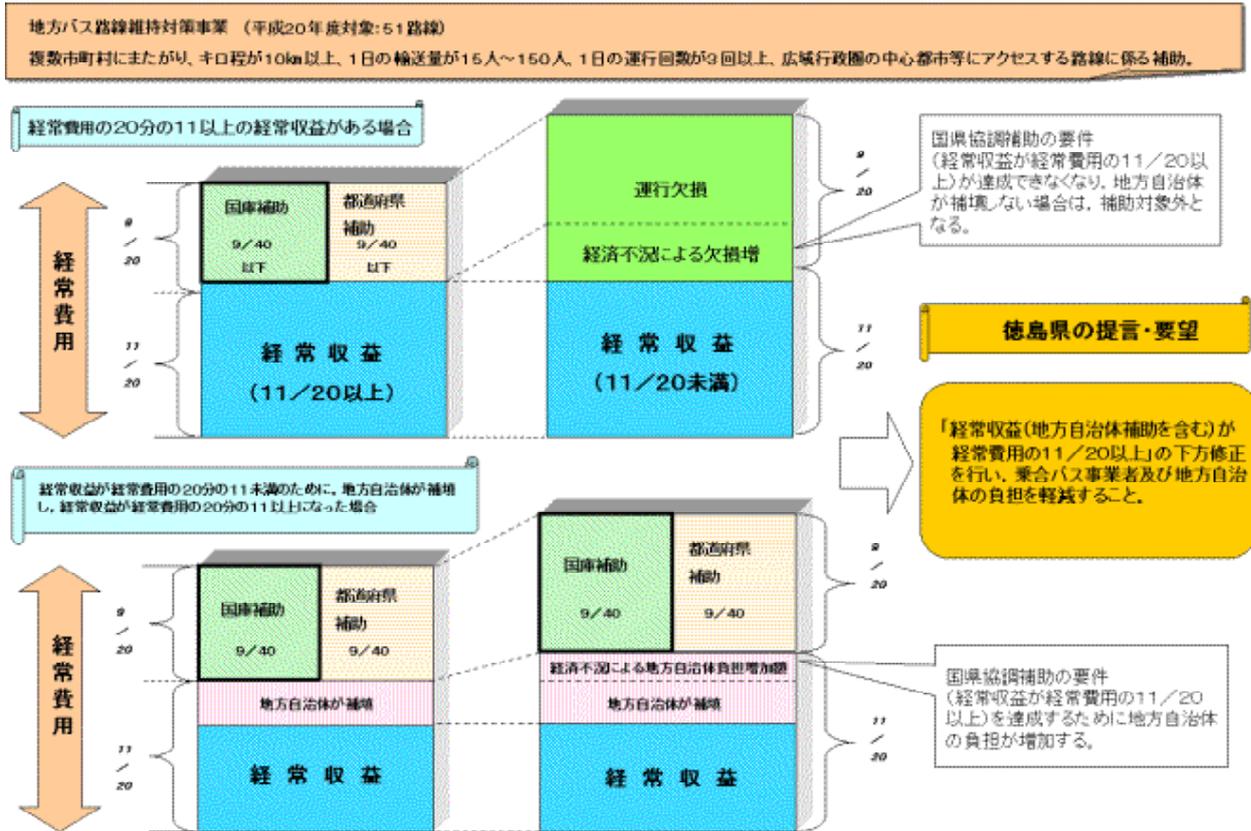
(注釈－1)

①現状と課題

- ・地方バスは、地域住民の日常生活に必要な公共交通手段であり、二酸化炭素削減策にも有効。
- ・高齢化が進んでいる本県にとっては、公共交通機関を利用した「人の移動」へモデルシフトする必要がある。今、まさに、転換期である。
- ・地方バスの維持・存続が必要不可欠であり、地方バス車両についても、より積極的に省エネルギー化を推進する必要がある。
- ・しかしながら、乗合バス事業の運営は、昨今の経済危機以前でも、厳しい状況であることに加えて、今回の高速料金の大幅な割引により、マイカー利用へと移行する恐れがあり、高速バス事業において大きな損失が生じた場合は、ほとんどの路線で運行赤字となっている生活路線バス事業の縮小・廃止を検討せざるを得ない。
- ・このため、地方バス路線の維持・存続を図り、地域経済の活性化に寄与するよう、
 - ・地方バス路線の負担軽減対策を早期に実施するとともに、
 - ・新たな投資が困難な状況を考慮し、省エネルギー化を推進するハイブリッド型車両購入時の負担を軽減することが必要である

(注釈-2)

(1) 「地方バス路線維持対策事業」要綱の緩和



(2) 省エネルギー対策

○バス運行対策費補助金 (車両購入費) (国・県の協調補助)
 生活交通路線の運行に供されるバス車両の購入が対象

ノンステップバスを導入する場合
 対象経費: ノンステップバス 15,000千円

○低公害車普及促進対策費補助金 (国・地方自治体等の協調補助)

ハイブリットバス等の導入の場合
 対象経費: 車体本体価格の1/4又は通常車両価格との差額の1/2の低い額
 (車両本体価格-22,200千円)

(単位:千円)

	バス運行対策費補助金
車両	ノンステップバス
車両価格	16,000
国庫補助金	7,500
県補助金	7,500
事業者自己負担	1,000

(単位:千円)

	低公害車普及促進対策費補助金
車両	ハイブリットバス
車両価格	27,000
国庫補助金	2,400
地方自治体等補助金	2,400
事業者自己負担	22,200

ノンステップバス導入の場合の事業者負担は1,000千円、ハイブリットバス導入の場合の事業者負担は22,200千円となり、ハイブリットバス導入には事業者の大きな負担が必要となる。

【主管省庁局名】 国土交通省自動車交通局

Ⅱ 「新成長シナリオ（低炭素社会等）」の推進に向けた対策

7 環境配慮型産業の育成強化について

日本経済の早期回復と低炭素社会の実現を両立させるため、LED、リチウムイオン電池をはじめとする世界最高水準の技術を誇る環境配慮型産業を育成強化するための施策を実施していただきたい。

- (1) 環境配慮型産業の育成強化を国の重要施策として推進するとともに、企業の研究・技術開発や地域が進める産業集積等に対して、積極的な支援を行うこと。
- (2) 環境配慮型産業の地方での集積を促進するため、財政支援として「法人税の優遇措置（グリーン・ニューディール税制（仮称）」を創設すること。
- (3) 環境配慮型産業が集積する本県の特性を活かし、国の施策として、新エネルギーシステム、産業づくり、まちづくりの実証実験を本県において実施すること。

【具体例】

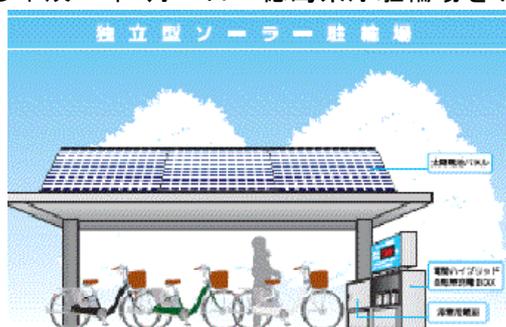
県庁で実証実験を行っている独立型ソーラー駐輪場システムを、都市のエネルギーシステムあるいは、まちづくり等に応用する。

- (4) 環境配慮型製品を国の各省庁において、積極的な導入を図るとともに、地方公共団体での導入や消費者の購入に対して支援を行うこと。

【本県の取組】

県内中小企業が開発した応用製品を、お試し発注として県の関係機関が率先購入。

○平成21年3月18日 徳島県庁駐輪場をテストベッドに実証実験を開始



発電効率世界ナンバーワンの「太陽光パネル」
＋
最新の「リチウムイオン電池」
＋
新基準対応の「電動アシスト自転車」

特徴

- 太陽の恵みから得たクリーンなエネルギーを、効率よくエネルギー密度の高いリチウムイオン電池に蓄え、電動ハイブリッド自転車用電源に充電、また災害等の停電時には非常用電源として活用できる、化石燃料を一切使わない完全独立型のクリーンなシステムです。
- 将来、電力のない屋外にて、今後増加していく電動車両充電用及び自然災害時用の電源供給を始め、家庭用及び公共用など、小型から大型まで需要に応じた多様な用途への応用展開が期待できます。

○お試し発注



LEDダウンライト（県庁ロビー）



LED街路灯（高等学校）

(注釈)

① 現状と課題

- ・ 21世紀は環境の世紀であり、高性能、省エネルギー、小型、軽量であり、優れた環境特性を有する「LED」や「リチウムイオン電池」の需要が国際的に急速に拡大しており、今後、一層の需要拡大が見込まれる状況にある。
- ・ 徳島県は、世界最大の「LEDメーカー」と「リチウムイオン電池工場」が共に立地する類い希なる地域であり、この二大特性を生かし、県下の中小企業を巻き込み、世界的なLED産業の集積地を目指す「LEDバレイ構想」の推進を図るとともに、リチウムイオン電池を核に産学官共同による「次世代エネルギー活用促進研究会」を設置し、「LED」と「リチウムイオン電池」等を組み合わせた複合製品の開発検討など、新産業の創出に向けた取組を促進しているところである。
- ・ また、県内中小企業が開発した応用製品をお試し発注として、県の関係機関が率先購入し、販売促進や信頼性の向上につなげる取り組みを行っておりますとともに、LEDランプやLED蛍光灯をはじめ、独立型ソーラー駐輪場システムを県庁舎に設置し、県庁舎を実証実験フィールドとして提供しているところである。
- ・ 国内企業の高い技術力を背景とした世界最高水準の環境配慮型製品を巡っては、激化する国際競争のもとで一層の性能・技術向上といった企業努力が求められておりますが、需要と販売価格の相関関係から比較的高コストであるため、高品質な製品が国民生活レベルにまで十分浸透するに至っていない状況にある。
- ・ 百年に一度といわれる未曾有の経済危機のなか、国を挙げた環境配慮型産業の育成と製品の大規模な需要を加速度的に創出させる施策を実施することにより、技術革新と製品価格の低減を通じた企業の国際競争力を強化するとともに、産業活動や国民生活におけるエネルギー関連支出の抑制を通じた低コスト社会の実現に資するものと考えている。
- ・ こうしたことを踏まえ、日本経済の早期回復と低炭素社会の実現を両立させるため、LEDとリチウムイオン電池などが切り拓く新しいエネルギーシステムの構築や技術革新を通じた世界最高水準の技術を誇る環境配慮型産業を育成強化するための施策が不可欠である。

【主管省庁局名】 経済産業省

8 地球温暖化防止と雇用創出に向けた森林整備対策の強化について

地球温暖化防止と雇用創出に繋がる森林整備が着実に推進できるよう支援の拡充・強化と地方の負担の軽減を図ること。

- (1) 「条件不利森林公的整備緊急特別対策事業」について、事業対象に植栽や下刈り、竹林の整備、また搬出経費などを加えるとともに、それに応じた助成単価を設定するなど事業の拡充を図ること。

(注釈)

- ① 林業の採算性の悪化により放置された伐採跡地が見受けられ、こうした林地に植栽することは、森林資源の循環利用や雇用の創出に繋がる有効な対策である。
- ② また、藪化が進みつつある竹林を整備することは、地域の雇用創出や景観の保全はもとより、その竹材を炭やボード原料、バイオマスとして活用することで産業の振興にも結びつく重要な取組みである。

- (2) 平成20年度2次補正予算で実施された「路網整備地域連携モデル事業」について、予算の増額や助成単価を引き上げて実施すること。

(注釈)

- ① この事業は、建設業者と森林組合等が連携して作業路網整備する事業で、中山間地域の雇用の創出に繋がる。
また、作業路網は効率的な森林整備や間伐材の搬出コストの低減に不可欠である。
- ① 一方、この事業は幅員3メートルの基幹作業道の整備が必須となっており、地形の急峻な本県にとっては、助成単価の引き上げが望まれる。

- (3) 追加経済対策として実施する間伐等の森林整備については、地方負担はすべて地方債の対象とするとともに、後年度の交付税算入率は、事業実施地域がほとんど過疎地域であることから、過疎債並に引き上げること。

(注釈)

- ① 森林整備に係る地方債の適用は平成20年度から始まっているが、追加的な事業費の地方負担のみが対象となっており、更なる事業量の拡大にはすべての事業費に地方債を適用することが必要である。
- ② また、厳しい地方財政の状況や事業実地地域がほとんど過疎地域であることなどを踏まえ、後年度の交付税算入率を過疎債並に引き上げることをお願いしたい。

【主管省庁局名】 農林水産省林野庁

9 低炭素社会変革交付金の創設について

自然環境や産業構造など、地域が持つ特性に応じた地方独自の地球温暖化対策を展開するため、新たな交付金制度「低炭素社会変革交付金（仮称）」を創設していただきたい。

(1) 地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策の双方から効果的な取組みを推進する必要がある。

一方、都市化や山林の状況など各地方公共団体が対応すべき施策は個別に大きく異なっている。

また、事業者には排出量取引やカーボンオフセット制度の導入が進められていることに対し、地方公共団体や地域住民にはこうした明示的な経済的インセンティブのある施策が展開されていない現状にある。

このため、各地域が企画立案から事業実施まで総合的かつ柔軟に対応し、さらには、地域社会に温暖化対策に取り組む経済的インセンティブを付与するため、次の事項を参酌した新たな交付金制度を創設すること。

- ① 交付金総額としては、京都議定書の第一約束期間における温室効果ガス削減目標を達成させるため、2009年から2012年までの間に取り組むべき排出削減対策と吸収源対策のそれぞれについて、温室効果ガス削減に要するトン当たり標準コストを算出したうえで、交付金により対策を講じる削減目標量を算出し、そのコストに基づいた所要額を確保すること。
- ② 各地方公共団体への配分にあたっては、人工林面積といった、この事業の目的に沿った客観的指数に基づき配分するとともに、各団体における温室効果ガス削減目標量を示した制度とすること。
- ③ 各団体は、配分額に応じた削減目標の達成にむけ、地域の実情に応じた効果的な施策を展開することとし、地方の創意工夫により標準コストを下回り削減目標を達成したと認められる場合には、交付金の残余を他の施策に自由に活用できることとするなど、経済的インセンティブを付与することで、さらなる取組みが促される制度とすること。
- ④ 以上の配分額に加え、各団体がこれまでに努力してきた森林整備による吸収源対策などを公平に評価し、その取組み実績に基づいた付加額を交付すること。

(注釈)

①現状と課題

- ・ 2006年の温室効果ガス排出量は基準年に比べ6.2%増加する状況にあり、今後4年間で京都議定書の第一約束期間の温室効果ガス削減目標である-6%を達成するためには相当な削減努力が求められることとなる。
- ・ 目標達成計画では、2010年度以降速やかに、目標達成のために実効性のある追加的対策・施策を講じることとしているが、温室効果ガス排出量が増加している現状に鑑みれば、できるだけ早期の追加対策が必要なものと考えられる。
- ・ しかしながら、百年に一度の経済危機といわれる現在、民間での取組みが停滞することが危惧されており、このため、国の積極的な支援とともに、新たな交付金制度を創設し、吸収源対策としての森林整備や太陽光発電の利用促進などによる民生部門での排出削減に地方公共団体が積極的に対策を講じることが、目標達成に効果的な取組みであると考えられる。

【主管省庁局名】 内閣府、経済産業省、環境省、農林水産省

Ⅲ 追加経済対策における適切な地方財政措置

10 「地方が行う追加経済対策」への財政措置の創設について

国の追加経済対策に呼応し、地方としても、地域の実態にあわせた、機動的で創意工夫を凝らした対策が実施できるよう、「臨時交付金の創設」など、国においてしっかりとした財政措置を講じていただきたい。

- (1) 平成20年度の第2次補正においては、「地域活性化・生活対策臨時交付金」を創設し、地方が行う、地域の活性化に資する事業の財源を確保して頂いたところである。

平成21年度においても、地方において様々な創意工夫を凝らせるような、より自由度の高い臨時交付金の創設など、「地方が行う追加経済対策」に対する財政措置を講じること。

(注釈)

①現状と課題

- ・100年に1度と言われる世界的な経済危機の影響を受け、本県経済・雇用を取り巻く状況は、まさに危機的な状況となっている。
- ・このため、国においては追加経済対策の議論がなされているが、こうした対策を、真に実効性のあるものにするためには、地方の実態にあった、きめ細やかな施策を展開する必要がある。
- ・しかしながら、地方においては、平成16年度以降の地方交付税の大幅削減により、非常に厳しい財政運営を強いられている。
- ・新年度の地方財政対策において、「地方交付税の1兆円増額」がなされたが、その影響は限定的であり、「地方交付税の復元」にはほど遠く、多くの自治体にとっては、引き続き、高率の職員給与の臨時的削減を余儀なくされている状況である。

【主管省庁局名】 総務省自治財政局

1 1 地方債資金確保に向けた対応について

地方債資金の確保、特に民間等資金（銀行等引受）の確保が非常に厳しい状況の中、長期・低利の地方債資金の公的資金による確保、地方債の担保債権としての条件改善により、地方公共団体・民間金融機関双方の負担軽減を図ること。

- (1) 100年に1度と言われる世界的な経済危機の影響を受け、地方債資金の確保、特に民間等資金（銀行等引受）の確保が非常に厳しい状況となっている。

このため、地方公共団体における資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、長期・低利の地方債資金を公的資金によって確保するとともに、銀行等引受債においても、日本銀行の適格担保制度の対象とすることをはじめ、地方債の担保債権としての条件改善を図り、地方公共団体・民間金融機関双方の負担軽減を図ること。

(注釈)

①地方債資金ニーズの高まり

- ・臨時財政対策債の急増に対処するなど、地方債資金のニーズは更に高まっているが、100年に1度と言われる世界的な経済危機の影響を受け、民間市場における資金需要も増大しており、民間等資金による地方債資金の確保は非常に厳しい状況となっている。
- ・このため、地方においては、民間等資金確保のため、地元金融機関等との借入条件交渉において、従来よりも高い金利設定を求められるなど、非常に厳しい交渉を強いられている。
- ・一方、国においては追加経済対策の議論がなされているが、こうした対策の実施に当たり地方債を充当する場合、更なる地方債資金の確保が求められる。

②地方公共団体金融機構（仮称）創設

- ・「生活対策」に基づき、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構」として、新年度に地方公共団体金融機構（仮称）が創設される（H21資金計画における一般資金は臨時財政対策債分5,000億円のみ）。

③日本銀行適格担保債権発行の要請

- ・現在は、金融機関の負担軽減を図るため、多くの自治体において、日本銀行の適格担保となる表面利率による地方債発行を求められている。

【主管省庁局名】 総務省自治財政局